

2012.04.01 施行

2013.05.14 変更(1)

2017.05.18 変更(2)

一般社団法人 長野県測量設計業協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人長野県測量設計業協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、測量設計業者を持って組織し、測量設計業に関する調査研究、研修会等を通じ測量設計技術の研鑽を高めるとともに普及・啓発等の事業を行い、県内測量設計業界の健全な発展と地位の向上を図り、もって国土の開発保全・建設及び産業の振興の発展並びに公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 測量設計業に関する情報、資料収集とその提供
- (2) 関係機関への要望、意見交換並びに連携
- (3) 測量設計業の技術及び経營業務改善に関する調査研究
- (4) 測量及び設計に関する技術の向上と経営の安定化に向けた研修会、講習会の開催
- (5) 測量設計業に関する普及・啓発
- (6) 登録業務に関する助言、支援及び委託業務
- (7) この業務を通じ地域環境保全・育成に寄与する
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 長野県内に本店を有し測量業、建設コンサルタント業、補償コンサルタント業を営む者のうち、測量業法第55条の規定する測量業者としての登録を受けた者で本会の目的に賛同した法人(者)。

(2) 準会員 長野県内に支店又は営業所を有し測量業、建設コンサルタント業、補償コンサルタント業を営む者のうち、測量業法第55条の規定する測量業者としての登録を受けた者で本会の目的に賛同した者。

(3) 賛助会員 前項以外の個人又は法人で本会の趣旨に賛同し、その事業を推進するために入会した者。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

3 会員は、この法人において権利行使する者として、会員は代表権を有する者1名を定め、これを会長(第21条に規定する会長をいう。以下同じ。)に届け出るものとする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、別途定める入会金を納めたところで会員としての効力を得る。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会(第13条に規定する総会をいう。以下同じ。)において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (4) 測量法第55条の資格を欠くに至ったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員は前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他拠出金品は、これを返還しない。

(除名、資格喪失の異議申し立て)

第12条 除名、失格喪失に至った場合は、その会員は総会、理事会において、異議を申し立て、弁明することができる。

2 前項の異議申し立てがあったときは、理事会において再審査の上、その結果を本人に通知しなければならない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 入会金、会費の額
- (4) 常勤の理事及び正会員以外の監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の議決権は、正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、正会員以外の者をこの法人の理事又は監事とする必要がある場合には、理事1名又は監事1名を総会の決議によって選任することができる。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び正会員以外から選任の監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために必要な費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は理事会の決議により別途に定める。

(顧問等)

第28条 この法人に任意の機関として顧問、相談役を置くことができる。

- 2 顧問、相談役は、この法人に功労があった者又は学識権者の中から、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問、相談役は、この法人の運営に関し会長の諮問に応え、又は会長に対し、意見を述べることができる。
- 4 顧問、相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために必要な費用を弁償することができる。
- 5 前項ただし書きに関し、必要な事項は理事会の決議により別途に定める。
- 6 顧問、相談役の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (5) 会員の除名、資格喪失の異議申し立てに関する審査
- (6) 総会の招集

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれにあたる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号について報告し、第3号、第4号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局、委員会及び支部

(事務局)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、常務理事をもって充てることとし、職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会)

第43条 この法人の事業を推進及び会員間の紛争を解決するために、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(支部)

第43条の2 本会に支部を置く。

2 支部の名称、区域及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別途定める。

第11章 補則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別途定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は佐藤芳明とし、常務理事は銭坂治とする。

4 この定款は、平成25年5月14日から施行する。(第1回変更)

5 この定款は、平成29年5月18日から施行する。(第2回変更)